

## ウズベキスタンの経済成長を目指した金融・通貨政策

近年、ウズベキスタンで実施されている通貨政策の改善と貿易活動の向上における取り組みは、ウズベキスタン経済への海外投資の誘致や輸出の増加、輸出製品の生産の強化、小ビジネス及び民間企業団体の発展を促進してきました。

それと同時に、行政による通貨流通の極度な調整は、各経済分野や経済を営む人々にとって効果の薄い特権・優遇制度を作り、ビジネスを行う上での条件を不公平なものにし、市場競争主義を乱し、海外投資の誘致や輸出製品とサービスの増加、延いては国の経済成長にブレーキをかけるものになっていました。

抜本的な改革をさらに進め、ウズベキスタンの地方都市の社会・経済発展に係わる有望な事業を実現していくためには、国の経済の競争力を強化し、主な経済分野の近代化が必要で、そのためには海外投資を広く誘致し、輸出先を拡大していかなければなりません。このような見解は、2017年から2021年までのウズベキスタン共和国の優先発展分野五項目に関する戦略的計画において重要な位置を占めています。

2017年の初めから地方の社会・経済発展に係わるプログラムとして、13339のプロジェクトが実施され、2兆1000億スムの融資が割り当てられました。また、国内に10の自由経済特区と5つの小規模産業特区が作られました。プジョー・シトロエンの軽自動車の生産工場やジザク石油加工工場などの建設が進められています。

投資をさらに誘致するためには、投資家に対し保証された法的な仕組み、金融メカニズムを提供する必要があります。その中で重要な役割を果たしているのが市場の要求に基づいた客観的な通貨政策の策定と国の通貨の外貨との交換です。

9月2日、ウズベキスタンのミルジヨエフ大統領は、「通貨政策の自由化」に関する大統領令に調印しました。それに伴い、9月5日からウズベキスタン国籍を有する者は、市場相場で制限なく外貨を両替所で売買できるようになりました。法人は、ウズベキスタンの商業銀行において、国際取引の支払いのために必要な外貨を制限なく購入することができます。また、商業銀行に対する外貨取引実施のための許可の発行業務も廃止されます。

ウズベキスタン国内においては、国際的なクレジットカードでの支払いを除き、商品や業務、サービスに対する外貨での支払いは禁止されています。

9月5日、ウズベキスタン中央銀行は、国の通貨市場の自由化の一環として、米ドルに対するスムの平価を52%引き下げました（以前の1ドル：4210スムから8100スムへ）。

また、2017年9月4日の「ウズベキスタン共和国の対外経済活動のさらなる整備のための対策」に関する大統領令により、今年の9月10日から42品目の商品が国の関税なしにウズベキスタンに輸入することが可能となりました。この42品目の中には、金属製品、紡糸、植物繊維、弾性ゴム、加硫ゴム、木材、医薬品、ポリマー、内装材などが含まれています。

2017年9月2日の「通貨政策の自由化に対する緊急対策」に関する大統領令は、国の経済のさらなる発展にとって重要な文書であります。これは、現行の

通貨規制の制度を抜本的に改革し、対外経済活動に携わるすべての人にとり等しい条件を与え、国の社会経済の速い成長を促すことを目指すものであります。

世界経済が未だ世界金融危機の悪影響に苦しみ、世界市場が不安定である中で、しっかりとした対策を取り、強い政治的意思を持ち、客観的な経済計画を立てることが不可欠です。特に社会の弱者層の国民の生活レベルを下げたり、消費財の価格を急激に高騰させることがないように、通貨政策の自由化に先駆けて、「裁断する前に 7 回測れ（念には念を入れよ）」の理念に基づいた基本的な準備計画が打ち出されました。

商業銀行の金融力や資金基盤の強化を図る大々的な対策も取られています。

通貨政策の自由化に関する対策は豊かな生活を送ることができない国民を守ることを視野に入れた社会的見解を持っていると専門家は考えています。特に、為替相場の自由化が国内の製品、とりわけ国民消費物の価格形成に与える影響を最小限に抑えるために、現行の関税規準や関税率が抜本的に見直されています。また、今後、価格を安定させ、市場を迅速に消費財で潤していくことになっています。

急激なスムの平価引き下げは、米ドルによる巨額の資本と外貨融資の割合の高い銀行の長期的な外貨業務の経験により、ウズベキスタンの銀行や **Fitch Ratings** の資本に多少の影響を与えるに過ぎないと金融の専門家は評価しています。ウズベキスタンの 7 行と **Fitch Ratings** のうち、より多くのドル建て融資を持っているのは、ウズストロイバンク（79%）、アサカ銀行（59%）、イパクイウリ銀行（25%）で、アグロバンク、ミクロクレジットバンク、トラストバンク、ユニベルサルバンクのドル建て融資は 1% 未満です。

通貨政策の自由化は、極めて不可欠なものであります。為替相場の統一化と市場主義に基づいた資金の分配によって、中央銀行はインフレを効果的にコントロールし、安定を保つことを目指した金融・融資政策を打ち出していくことができます。進んだ市場メカニズムを段階的に導入していくことを基本としたこのようなアプローチは、国の外貨市場の自由化にとって必要な環境を作り、通貨規制の市場メカニズムを導入し、国の輸出力の成長を促し、直接外国投資を積極的に誘致し、国内外の市場における国の製造業の競争力を高め、国の投資環境、ビジネス環境を向上させるための基盤となります。改革は、雇用の機会を増やし、海外市場におけるウズベク製品の競争力の強化や直接海外投資の誘致、国内資金の分配システムの向上によって経済成長を促すでしょう。

通貨政策の自由化に関する優先課題にしっかりと取り組んでいくことによって、国の通貨スムは強いものとなり、延いては国民の生活の向上をもたらすことでしょう。

ハサノフ アスカラリ  
部長 政治社会部  
駐日ウズベキスタン共和国大使館

※2017 年 9 月 14 日 ROTOBO 受領。原文ママ。

## 2017年9月2日付ウズベキスタン共和国大統領令第UP-5177号

### 「通貨政策の自由化にかかる優先的措置について」

近年講じられた通貨政策と貿易分野の改善にかかる措置は、わが国経済への外国投資の誘致、輸出ポテンシャルの拡大、現代的で輸出志向の製造業ならびに中小企業と民間企業の持続可能な発展を促進したことを指摘しなければならない。

一貫して実施されてきた慎重な対外借入政策は、信頼に値し、支払能力があり、適時に義務を履行する国際的パートナーとしてのウズベキスタンのイメージを確立するとともに、その後続く外国為替自由化に必要な金・外貨準備を形成すること、近代化、設備更新および実体経済の主要部門の多角化の優先分野に外貨を集中させること、そして世界金融危機のマイナスの影響を緩和することを可能にした。

同時に、通貨流通分野における過度の行政的規制は、特定の部門や企業向けの非効率な特典・優遇制度を不当に設け、不平等なビジネスの条件や市場競争原理の侵害をもたらし、外国投資誘致、製品とサービスの輸出拡大、ひいてはわが国の経済的発展にとって抑制要因となった。

2017～2021年のウズベキスタン共和国の5つの発展優先分野にかかる行動戦略に基づき、また、通貨規制市場メカニズムの導入、わが国の輸出ポテンシャルの拡大促進、直接外国投資の積極的な誘致、国内外市場における国内製造業者の競争力向上、国内の投資環境とビジネス環境の改善のため、

通貨市場の自由化にかかる国家経済政策の優先分野として以下を定める：

1. 法人と個人が自由に外貨を購入および売却し、自らの通貨を自らの裁量により管理する権利を完全に実現すること；
2. 外国通貨に対する自国通貨の為替レートの決定において市場メカニズムのみを利用すること；
3. 通貨の使用における市場ツールの役割の拡大、通貨市場における全ての企業にとって平等な競争条件の創設、非在来部門の輸出の発展および地域・国際経済協力の強化における通貨政策の促進的役割の拡大；
4. 質の高い雇用の創出と高付加価値製品の生産拡大を直接的に刺激するため、ビジネス環境および経済の全部門への外国直接投資、知識、技術の誘致を促進する投資環境を改善すること；
5. 金融政策ツールの積極的かつ柔軟な活用を前提とする自国通貨の安定性確保、国債市場の発展、公開市場操作および国債を担保とする銀行への流動性供給操作の実践的導入を目的とする金融引き締め政策を実施すること；
6. 金融政策と財政政策の協調および国家予算のバランス維持によりマネーサプライの過度の増加を抑制すること；

7. 通貨政策の自由化が各銀行の財務状態に及ぼし得るマイナスの影響を緩和するための効果的な予防措置などにより、銀行システムの安定性を維持し、そのリスク耐性を高めること；

8. 通貨政策の新たな条件下において基礎的部門の企業が効果的に機能することを可能にするために必要な国家支援措置を講じること；

9. 通貨政策の自由化が社会的弱者層の生活水準に及ぼすマイナスの影響を最小限に抑えることを可能にする全面的な社会的支援措置を実施すること。

2017年9月5日以降につき、以下のことを定める：

ウズベキスタン共和国の法人は、国際取引（製品、作業およびサービスの輸入、利益送還、債務返済、出張費の支払いおよびその他の非商業的送金）にかかる支払いのため、商業銀行において外貨を無制限に購入することができる；

ウズベキスタン共和国に在住する個人は、両替所において自由に外貨を売却し、購入した資金の国際決済カードへの入金にかかる現行の手順に従い、商業銀行の兌換部門において外貨を購入し、国外で無制限に外貨を使用することができる；

消費財の輸入に従事する法人形態を成さない個人事業主は、個人について定められた手順に従い、銀行口座経由で外貨を購入することが認められる；

輸出業者の外貨収入の強制売却の要件は、所有形態にかかわらず廃止される；

外貨収入を有する法人形態を成さない個人事業主および農場は、自らの銀行口座から外貨現金を引き出すことができる。

ウズベキスタン国内において、以下のことを定める：

国際的慣行に従った国際決済カードによる支払いを除き、外貨により製品（作業およびサービス）の支払いを行うことを禁止する；

製品、作業およびサービスの価格と料金ならびに企業の定款資本の最低要件は、自国通貨によってのみ決定される；

関税、税金およびその他の義務的支払いは、領事手数料を除き、自国通貨によってのみ徴収される。

以下の通り、手順を定める：

外貨による融資供与と債務返済の条件は、各商業銀行が双方の合意に基づき融資方針に従って独自に決定する；

外貨の売買に伴う各銀行のリスクは企業リスクの一部であり、その管理は商業銀行の権限である；

外貨の売買手数料の金額は、商業銀行が独自に決定する；

商業銀行に対する外貨取引ライセンス発行の慣行が廃止される。商業銀行の外貨取引は銀行業務ライセンスに基づき実施される。

2017年6月23日付ウズベキスタン共和国大統領決定第PP-3082号により設置された社会的に重要な主要食品価格のモニタリングと監督にかかる共和国委員会および常設地域委員会は、以下を含む方法により価格安定化のための効果的措置を講じなければならない：

社会的に重要な製品とサービスの価格と料金の不当な引き上げ、それらの不足と投機的需要の創出を予防および阻止するための措置ならびにそれらの販売の過程における汚職・職権濫用対策を治安機関と共同で強化すること；

医薬品、医療用品を含む社会的に重要な主要製品の小売価格の形成にかかる規定の手順の遵守につき、毎日体系的に調査および監督すること；

国内消費市場価格安定化促進基金の資金により、また、仲介業者を通さず住民に直接製品を販売する場を提供するなど農場や農家を含む食品生産者向けの環境整備により、国内の各地域市場に機動的に十分な食品を供給すること；

大手卸売輸入業者と共同で輸入消費財の国内価格の安定化にかかる措置を講じること。

ウズベキスタン共和国政府は、通貨政策の自由化の影響を緩和させるため、以下の内容を含む政府決定案を1週間以内に策定および提出しなければならない：

時価総額と流動性の水準維持および国際的慣行を考慮した銀行リスク評価の改善による各銀行のリスク耐性の向上、商業銀行の業務の規制と監督にかかる最新の原則とメカニズムの導入など、わが国の銀行システムの財務安定性を確保するための措置；

経済および国民に対するエネルギー資源の円滑な供給、財政支援、課税のメカニズムと原則の改善、臨時政府補助金の供与、ウズベキスタン共和国復興開発基金および各商業銀行の債務再編による対外債務の適時返済を目的とする経済の基礎的部門に対する財政支援措置；

輸入品・サービスの国内価格の上昇を阻止することを目的とした関税率の最適化；

2017～2018年に14歳未満の子どもがいる世帯向けの給付金の受給者数を平均1.5倍に、低所得世帯向け手当の受給者数を平均2倍に増やし、失業者のために居住区域の整備、水堀や灌漑網の清掃、住宅公共設備の修理、インフラ整備、道路・街路の改修などの有償公共作業を提供し、国家予算、ウズベキスタン労働組合連盟およびウズベキスタン福祉公共基金「マハッラ」の資金により国家支援を最も必要とする層に対して住宅、家畜、家禽、生活必需家電の購入や修理などの追加的支援を提供することにより、社会的弱者層に対する国家支援措置を強化すること。

ウズベキスタン共和国財務省は、以下の措置を講じなければならない：

課税基盤の拡大と国内備蓄の動員にかかる効果的措置の実施により予算収入を増やし、国家予算において計画された全ての施策に対して確実に支出を行い、承認された支出の不当な削減の慣行を断つことにより、2017年度ウズベキスタン共和国国家予算を黒字で執行すること；

社会・経済発展にかかる承認済みの各国家プログラムにおいて計画された措置を無条件に実施することを前提とした上で、黒字の2018年度国家予算案を策定すること；

口座の外貨建て資金の再評価の結果として得られた企業の利益を課税対象に含めないこととする時限的措置（2018年7月1日まで）を定めること。

ウズベキスタン共和国中央銀行は、2018年上半期の成果を受け、本大統領令に定められた規定の影響の分析に基づき、以下のことを考慮したウズベキスタン共和国法「通貨規制について」改正案を策定し、ウズベキスタン共和国政府に提出しなければならない：

他の規則を引用する規則を最大限に削減した上で、実際にみられる通貨取引の実施の全ての側面；

ウズベキスタン共和国の自国通貨の安定性の確保；

自らの外貨資金の自由な管理にかかる法人と個人の権利の実現；

国家の経済的利益を考慮に入れた、資本の移動に関する取引の規制の問題。

ウズベキスタン共和国最高検察庁、国家税務委員会および内務省は、ウズベキスタン共和国における外貨現金の違法な流通や取引を阻止するために有効な措置を講じなければならない。

ウズベキスタン共和国中央銀行は、ウズベキスタン共和国財務省および法務省とともに、本大統領令により生じる法律の修正と追加に関する提案を1カ月以内に政府に提出しなければならない。

各省庁は、各省庁が採択した法令を本大統領令に準拠させなければならない。

本大統領令の遂行の監督を、A. N. アリポフ・ウズベキスタン共和国首相およびM. B. スルムラトフ中央銀行総裁に委任する。

**ウズベキスタン共和国大統領**

**Sh. ミルジヨエフ**